

〈判例研究〉

平成28年参議院議員選挙と投票価値の平等

〔最高裁平成29年9月27日大法廷判決、平成29年（行ツ）47号、
選挙無効請求事件、民集71巻7号1139頁〕

大竹 昭裕

I 事実の概要

本件は、平成28年7月10日施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という）につき、東京都選挙区及び神奈川県選挙区の選挙人である上告人らが、公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下、数次の改正の前後を通じ、平成6年法律第2号による改正前の別表第2を含め、「定数配分規定」という）は憲法に違反し無効であり、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

国会では、平成27年7月28日、選挙区選出議員の選挙区及び定数について、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県をそれぞれ合区して定数2人の選挙区とするとともに、3選挙区の定数を2人ずつ減員し5選挙区の定数を2人ずつ増員する公職選挙法の一部を改正する法律案が成立した（以下「平成27年改正法」という）。この改正の結果、平成22年10月実施の国勢調査結果に基づく選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差は2.97倍となった。本件選挙は平成27年改正法の下で施行されたものであり、本件選挙当時の選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差は3.08倍であった。なお、平成27年改正法の附則には、平成31年の通常選挙に向けて、参議院のあり方を踏まえて、選挙区間の議員1人当たりの人口較差の是正等を考慮しつつ選挙制度

の抜本的な見直しにつき引き続き検討を行い、必ず結論を得る旨の規定が置かれた。

本件選挙については、本件同様の選挙無効訴訟が各地の高裁・高裁支部に提起され、本件原審を含む10件で違憲状態・合憲の判断、6件で合憲判断が示されていた⁽¹⁾。

II 判 旨

(i)「憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。」

「憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとする

ところにあると解される]。「参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、……全国選出議員（昭和57年改正後は比例代表選出議員）と地方選出議員（同改正後は選挙区選出議員）に分け、……後者については都道府県を各選挙区の単位」としたが、「昭和22年の参議院議員選挙法及び同25年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということとはできない。しかしながら、社会的、経済的変化の激しい時代において不断に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。」

「以上は、昭和58年大法廷判決以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、基本的な判断枠組みとしてこれを変更する必要は認められない。」

(ii)「憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている（46条等）。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのよう

に位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかんにか反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられていると解すべきである。」

(iii)「二院制の下での参議院の在り方や役割を踏まえ、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事とも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。そして、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。」

「平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決は、……昭和58年大法廷判決が長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として挙げていた諸点につき、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっている旨を指摘するとともに、都道府県を各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、……長期にわたり大きな較差が継続していた状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって……選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっていたとしたものである。しかし、この判断は、都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわ

たって継続させてきた要因であるとみたことによるものにほかならず、各選挙区の区域を定めるに当たり、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない。」

「もとより、参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難く、参議院についても更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるものの、上記のような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院議員の選挙における投票価値の平等は、憲法上3年ごとに議員の半数を改選することとされていることなど、議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえつつ、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に実現されるべきであることに変わりはないというべきである。」

(iv)「本件選挙は、平成26年大法院判決の言渡し後に成立した平成27年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものであるところ、同法は、……人口の少ない選挙区について、参議院の創設以来初めての合区を行うことにより、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって平成25年選挙当時まで数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍（本件選挙当時は3.08倍）にまで縮小するに至ったのである。」

「この改正は、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた上記の仕組みを見直すべく、人口の少ない一部の選挙区を合区するというこれまでにない手法を導入して行われたものであり、これによって選挙区間の最大較差が上記の程度にまで縮小したのであるから、同改正は、前記の参議院議員選挙の特性を踏まえ、平成24年大法院判決及び平成26年大法院判決の趣旨に沿って

較差の是正を図ったものとみることができ。また、平成27年改正法は、その附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定めており、これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものということができる。」

「そうすると、平成27年改正は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めて、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。合区が一部にとどまり、多くの選挙区はなお都道府県を単位としたまま残されているとしても、そのことは上記の判断を左右するものではない。」

(v)「以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成27年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできない。」

なお、本判決には、木内道祥裁判官、林景一裁判官の各意見、鬼丸かおる裁判官、山本庸幸裁判官の各反対意見が付されている。

Ⅲ 研究

1. はじめに

選挙区間の議員1人当たりの選挙人数最大較差が6.59倍に達していた平成4年7月の参議院議員通常選挙につき、最大判平成8年9月11日民集50巻8号2283頁は「違憲状態」にある旨の判断を示したが、その後も選挙区間での投票価値の較差が恒常的に5倍前後あつ

たにもかかわらず、最高裁は定数配分規定が違憲状態にあることを認めることなく合憲判断を下してきた。ところが、最大判平成16年1月14日民集58巻1号56頁（以下「平成16年大法廷判決」という）では、6人の裁判官が定数配分規定を違憲としただけでなく、行政裁量に対する司法審査の手法を立法裁量の分野にも適用して立法裁量をより厳格に統制⁽²⁾しようとする4人の裁判官による「補足意見2」も次回選挙で漫然と現在の状況が維持されたままであれば違憲判断の余地が十分あると警告し、最大判平成18年10月4日民集60巻8号2696頁（以下「平成18年大法廷判決」という）は、選挙制度の枠組みの見直しを含む投票価値較差縮小のための継続的検討の必要性を指摘した。また、最大判平成21年9月30日民集63巻7号1520頁（以下「平成21年大法廷判決」という）は、定数配分規定を憲法に違反するに至っていたものとする事はできないとしたが、同時に、「投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が存する状態であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあり、最大較差の大幅な縮小のためには「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない」と指摘していた。このような判例の流れの中で、最大判平成24年10月17日民集66巻10号3357頁（以下「平成24年大法廷判決」という）は、選挙当時に議員1人当たりの選挙人数最大較差5.00倍となっていた平成22年7月施行の参議院議員通常選挙につき、「選挙区間における投票価値の不均衡は、……違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていた」との「違憲状態」判断を下し、さらに、選挙当時の選挙区間の投票価値最大較差が4.77倍となっていた平成25年7月施行の通常選挙についても、最大判平成26年11月26日民集68巻9号1363頁（以下「平成26年大法廷判決」という）は「違憲状態」だとする判断を下した。

平成24年大法廷判決・平成26年大法廷判決はいずれも、結論としては「本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはいえない」としたが、同時に、国会に対して、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約を着実に進め、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置により違憲の問題が生ずる不平等状態を解消するよう求めていた。

本件選挙は「合区」という初めての手法を導入して「4県2合区を含む10増10減」を行った平成27年改正法の下で施行されたものであり、上述の判例状況の中で、本件定数配分規定による選挙区間の投票価値不均衡を最高裁がどのように判断するのか注目されていた。本判決は、この点について、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえないとの判断を示した⁽³⁾。

2. 判断枠組み

判旨(i)では、問題となった投票価値の不均衡を「違憲状態」と判断した平成24年大法廷判決・平成26年大法廷判決と同様の論理過程を辿った上で、「累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、……変更する必要は認められない」ものとして、①「社会的、経済的变化の激しい時代にあって不断に生ずる人口変動の結果、……投票価値の著しい不平等状態が生じ」、かつ、②「それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合」に、「当該定数配分規定が憲法に違反する」との2段階の判断枠組みが示される。この点から言えば、本判決も平成24年大法廷判決・平成26年大法廷判決が示した判断枠組みを基本的に踏襲している⁽⁴⁾。

しかしながら、選挙区間の投票価値較差に

関する具体的判断に至るその後の論理過程を見ると、その様相は、平成24年大法廷判決・平成26年大法廷判決とは異なっている。

二院制の趣旨に関する判旨(ii)の説示は、「違憲状態」判断を下した両判決と同様である。しかし、両判決では、この説示に続き、衆参両院の選挙制度が同質化してきていること、参議院の役割が増大してきたこと、衆議院では選挙区間人口較差を2倍未満とする区割り基準が定められていることを指摘し、「参議院についても、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に、更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮」すべきことが述べられていた。これに対して本判決では、判旨(iii)に投票価値の平等の要請に十分配慮すべきとする記述があるものの、参議院の場合には「考慮を要する固有の要素があることを踏まえつつ」実現されるべきとしており、「投票価値の平等の要請」よりはむしろ「参議院の特殊性」に重きを置いたものとなっているように見える。

平成24年大法廷判決・平成26年大法廷判決は、都道府県単位の選挙区制を含め選挙制度の仕組み自体の見直しを求めていたが、本判決は、判旨(iii)で「具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体」は否定されず、両判決も「都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であるとみたことによるものにほかならず、各選挙区の区域を定めるに当たり、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたのではない」とする。その意味するところについては、仕組み自体の見直しが問題となるのは

較差5倍前後の不均衡状態が長期間継続する状況下でその仕組みがその状況を固定化する役割を果たしている限りにおいてであり、投票価値不均衡状態が抜本的に改善されていれば、都道府県単位の選挙区制はそれほど問題とならないということとする指摘⁽⁵⁾がある一方で、参議院選挙における投票価値平等に関する最高裁の態度が後退したか否かは議論の余地があるが、「直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い」としていることなどから、「平成24年判決で渡ったルビコン河を戻ろうという姿勢は示していない」とする指摘⁽⁶⁾などがある。ただ、平成24年大法廷判決・平成26年大法廷判決では都道府県単位の選挙区制度を投票価値の不平等状態を継続させる要因として捉えていたはずであり、投票価値の平等の要請とは本来相反する要素を肯定的に評価している本判決は、両判決と方向性を異にしているようにも思われる⁽⁷⁾。

3. 本件定数配分規定の合憲性

本判決は、判旨(v)で「本件選挙当時、平成27年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない」と結論する。これは投票価値不均衡が「違憲状態」にはないとするもので、上述の判断枠組みにおける①段階で導き出された判断と言えるが、その理由とするところは、「平成27年改正は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めて、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる」からであり、具体的に言えば、同法は「人口の少ない選挙区について、参議院の創設以来初めての合区を行うこ

とにより、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容」とし、選挙区間の投票価値の最大較差を2.97倍（本件選挙当時は3.08倍）にまで縮小したもので、「参議院議員選挙の特性を踏まえ、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったもの」と言えること、平成27年改正法附則は「次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定めており、これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び……大きな較差を生じさせることのないよう配慮されている」ことである（判旨（iv））。

ところで、平成26年大法廷判決では、投票価値不均衡が「違憲状態」にあることを認定した後の判断枠組み②段階の審査を行うにあたり、従来の判断枠組みを「①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否か」と整理し直し、このような判断方法が採られてきたのは「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に由来するものと位置づけた。①段階は、投票価値較差について憲法上の要請に従って判断を下すことが可能な段階で、法原理機関としての司法権の役割が重視されるのに対し、②段階は、選挙制度の仕組みを考えるのに適した機関が国会であることからある程度立法経過を考慮しつつ立法裁量を統制するというもので、国会の役割が重視される、との指摘⁸⁾があるように、①段階は、投票価値の不均衡が憲法の要請するところに抵触していないかという客観的な法的判断が求められるところであり、国会が最高裁の要求にい

かに対応したかという点は②段階での判断ということになる。

だが、本判決が「違憲状態」にないとの①段階の判断の根拠としているものは、2.97倍・3.08倍という投票価値不均衡の客観的評価というよりも、本来②段階での評価の対象となるはずの較差是正のための国会の努力であり、しかも、そこには実現可能性が不確実なものでしかない今後に向けての較差是正の決意表明までもが含まれている。そこから、このような判断は、①段階の審査と②段階の審査との区別を相対化し⁹⁾、違憲状態と違憲との区別を必然的に曖昧なものにする¹⁰⁾、との批判がなされることになる。

しかしながら、このような曖昧さは必ずしも今に始まったことではない。例えば、「参議院定数訴訟に関する平成16年大法廷判決から平成18年大法廷判決、平成21年大法廷判決へと至る流れは、最高裁による立法者の努力を評価する司法判断が、……客観的な違憲状態の判断にも及んでいることを示している」¹¹⁾と指摘される。すなわち、これらの判決では、不均衡が違憲状態か否かを認定することなく、国会による是正のための期間が不十分であることを根拠の一つとして合憲性を認定しており、客観的な違憲状態と定数配分規定の違憲性が明確に区別されることなく立法の期待可能性が違憲状態の考慮要素となっている可能性を否定できないし、当該選挙前の国会の審議状況のみならず当該選挙後の法改正の内容、当該選挙後の国会での審議状況までもが、定数配分規定の違憲性を否定する要因とされているというのである¹²⁾。このような指摘を踏まえれば、①段階審査と②段階審査との区別の相対化も違憲状態と違憲との区別の曖昧化も驚くには値しないということなのかもしれない。

4. おわりに

本判決は、本件定数配分規定の下での投票

価値不均衡を違憲状態にはないと判断したのであるから、あくまで投票価値に着目すれば選挙当日の最大較差3.08倍を合憲としたということになるが、そのことが最大較差約3倍までなら許容されるという立場を最高裁が採ったということになるのか、必ずしも明確ではない⁽¹³⁾。「投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示さ」れていることを違憲状態ではないとの判断の根拠のひとつにしているのであるから、最高裁が最大較差約3倍に満足しているわけでは決していないだろう。だが、もし次回選挙までに較差拡大が放置されたり、較差是正が進まなかったりした場合に、最高裁は「違憲状態」あるいは「違憲」との判断に踏み切ることになるのであろうか。この点については、国会が自ら定めた期間での必要な努力を怠ったということになり、直ちに「違憲」と判断することが可能となったとの見解⁽¹⁴⁾もある。

判断枠組みを「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に由来するものとして整理し直すと当たって平成26年大法廷判決が依拠しているのは、衆議院議員選挙での投票価値の不均衡に関する最大判平成25年11月20日民集67巻8号1503頁である。この「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に関する説示は、同じく衆議院議員選挙での投票価値の不均衡に関する最大判平成27年11月25日民集69巻7号2035頁でも繰り返されているが、これら3つの大法廷判決はともに「違憲状態」を認定した判決であった。投票価値不均衡が違憲状態にあったとは言えないとする本判決には「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に関する説示がないことを考えると、この説示は、問題となる投票価値不均衡が「違憲状態」にあるとの認定を前提として、最高裁が国会に対してその是正を促すための「決め台詞」になっているということなのかもしれない。しかしながら、「憲法の予定している司法権と立法権との関係」を強

調する最高裁の姿勢については、政治過程で役割を果たすべく最高裁自らが政治的プレーヤーとして政治的ゲームに参加していることになるとの批判⁽¹⁵⁾もあったものの、選挙制度の合憲性を最高裁と国会とのいわば「対話」によって実現しようとするものとの評価⁽¹⁶⁾もあった。「違憲状態」を認定した判決ではないとはいえ、本判決が「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に関する説示を欠いていることは、あるいは、最高裁による誘導ないし働きかけに応じて法改正が進められてきたことから、このような説示を必要としなかったということかもしれない⁽¹⁷⁾、少なくとも参議院選挙における投票価値の平等に関する国会との「対話」からは最高裁が一步後退したことを意味しているのかもしれない。

選挙区の区域設定にあたり都道府県を単位として用いること自体は不合理ではないとの判断は、国会与党などから聞こえる憲法改正による合区解消という主張を意識してのことのようにも見えるし⁽¹⁸⁾、二院制の下での参議院の特殊性を強調することや投票価値不均衡は違憲状態にあらずとの判断を導く際に今後に向けた較差是正の決意表明を含む国会の努力を評価していることをも併せて考慮すると、本判決は国会への配慮を色濃く滲ませたものであるようにも思われる⁽¹⁹⁾。

このように考えると、次回選挙までにさらなる較差是正が進まなかった場合の最高裁の判断がどのようなものになるのかは必ずしも明らかではない、と言わなければならない⁽²⁰⁾。

注

- (1) 判例時報2354号(2018年)4頁。
- (2) 今関源成「参院定数不均衡最高裁判決—最高裁2004年1月14日大法廷判決をめぐって」ジュリスト1272号(2004年)92頁、福井章代「公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」ジュリスト1280号(2004年)122頁など参照。
- (3) 本判決を論じたものとして、千葉勝美「司法部の投げた球の重み—最大判平成29年9月27日のメッセージは?—」法律時報89巻13号(2017年)4頁以下、多田一路「参議院議員選挙における一部合区後の定数配分規定の合憲性」法学セミナー増刊 速報判例解説 vol.22(新・判例解説 Watch、2018年)21頁以下、堀口悟郎「平成28年参議院議員通常選挙における1票の較差」法学セミナー756号(2018年)96頁、松本和彦「参議院議員定数不均衡訴訟」法学教室448号(2018年)123頁、中丸隆「公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」ジュリスト1514号(2018年)83頁以下、只野雅人「参議院選挙区選挙と投票価値の平等」論究ジュリスト24号(2018年)198頁以下、千葉愛「平成28年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室450号(2018年)44頁以下、棟居快行「平成28年参議院選挙と『一票の較差』」ジュリスト1518号(平成29年度重要判例解説)(2018年)8頁以下、毛利透「憲法訴訟の実践と理論[第9回]—投票価値較差訴訟の現状と課題—」判例時報2354号(2018年)134頁以下などがある。
- (4) 例えば、多田・前掲論文注(3)22頁など参照。
- (5) 多田・前掲論文注(3)23頁。
- (6) 毛利・前掲論文注(3)142頁。
- (7) 多田・前掲論文注(3)23頁。同頁で多田は、本判決による平成24年大法廷判決の読み方を「一種の『読み替え』に近い」と指摘する。
- (8) 河北洋介「近年の一票の較差に関する最高裁判決について」名城法学66巻1・2号(2016年)291頁。
- (9) 齋藤・前掲論文注(3)46-47頁。
- (10) 毛利・前掲論文注(3)143頁。
- (11) 藤井樹也「立法者の努力を評価する司法判断」戸松秀典・野坂泰司編『憲法訴訟の現状分析』(有斐閣、2012年)411-412頁。
- (12) 藤井・前掲論文注(11)413-414頁。
- (13) 毛利・前掲論文注(3)142頁。
- (14) 千葉・前掲論文注(3)6頁。
- (15) 工藤達朗「平成26年衆議院議員選挙と『一票の価値』」ジュリスト1492号(平成27年度重要判例解説)(2016年)9頁。
- (16) 佐々木雅寿「最高裁判所と政治部門との対話—対話的違憲審査の理論」論究ジュリスト12号(2015年)211-213頁参照。
- (17) 棟居・前掲論文注(3)9頁参照。
- (18) 例えば、千葉・前掲論文注(3)5頁は、都道府県単位の選挙区制に関する説示について、「一足飛びに憲法改正に走るのではなく、広い範囲の選択肢の下で国会が選挙制度の改革に取り組むことができることを注意喚起したものでなかろうか」と指摘する。
- (19) 棟居・前掲論文注(3)9頁は、「参議院の選挙制度の立法裁量の統制からむしろ退避する端緒となる素地を本判決が有している可能性」を指摘する。
- (20) 只野・前掲論文注(3)205頁参照。

[追記]

本稿校正段階の本年(2018(平成30)年)7月18日、参議院議員の定数を6増する公職選挙法改正が成立した。議員1人当たりの有権者が最も多い埼玉選挙区の定数を2増すると同時に、比例代表選出議員の定数を4増し、予め政党が当選順位を付けられる「特定枠」を導入するというものである。この改正により、1票の価値の較差は最大で宮城選挙区と福井選挙区との間の2.949倍となる(1月1日時点での住民基本台帳の人口に基づく試算)とのことである(毎日新聞2018(平成30)年7月19日)。